

自治会活動保険補助金について

補助対象

自治会活動中の不慮の事故等により、自治会に損害賠償責任が生じた場合又は自治会の会員等が死亡若しくは負傷した場合に、その賠償又はその損害を補償する目的で加入した自治会活動保険の保険料を対象とします。

年間を通して加入する保険に限らず、行事ごとに加入する保険も対象になります。

補助金の額

支払った保険料の2分の1を補助します。

ただし、一世帯当たり50円または一人当たり20円を限度とします。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 支払った保険料の2分の1 | } いずれか低い額とする |
| 2 加入世帯に50円を乗じた額 | |
| 3 加入者数に20円を乗じた額 | |

申請手続

保険証書が届いたら、下記の①～②を住民グループ（6番窓口）まで提出してください。申請書等の押印は、自治会印でも会長個人印でも結構です。

①補助金交付申請書（様式第1号）

②保険証書等の写し（加入と金額がわかるもの）

※令和3年度より申請書を請求書とみなすよう改正しましたので、書類が減っております。補助金額が分かりにくい場合は、裏面の参考例を参考にしてください。

申請期限

随時受け付けていますが、最終は翌年3月末日です。

契約後お早めにお手続きください。

問い合わせ
播磨町役場 住民協働部 協働推進課
TEL 079-435-2364
FAX 079-435-0367
E-mail kyodo@town.harima.lg.jp

<参考例>

《例1》 保険料が一世帯当たり100円以下の場合

加入世帯が300世帯で、一世帯当たり85円の保険料を支払った場合

$$85円 \times 300 \text{世帯} = 25,500 \text{円 (保険料)}$$

$$\cdot \underline{25,500 \text{円} \div 2 = 12,750 \text{円 (補助金額)}}$$

$$\cdot 300 \text{世帯} \times 50 \text{円} = 15,000 \text{円}$$

《例2》 保険料が一世帯当たり100円を超える場合

加入世帯が300世帯で、一世帯当たり110円の保険料を支払った場合

$$110 \text{円} \times 300 \text{世帯} = 33,000 \text{円 (保険料)}$$

$$\cdot 33,000 \text{円} \div 2 = 16,500 \text{円}$$

$$\cdot \underline{50 \text{円} \times 300 \text{世帯} = 15,000 \text{円 (補助金額)}}$$

《例3》 保険料が一人当たり40円以下の場合

加入者が300人で、一人当たり30円の保険料を支払った場合

$$30 \text{円} \times 300 \text{人} = 9,000 \text{円 (保険料)}$$

$$\cdot \underline{9,000 \text{円} \div 2 = 4,500 \text{円 (補助金額)}}$$

$$\cdot 300 \text{人} \times 20 \text{円} = 6,000 \text{円}$$

《例4》 保険料が一人当たり40円を超える場合

加入者が300人で、一人当たり50円の保険料を支払った場合

$$50 \text{円} \times 300 \text{人} = 15,000 \text{円 (保険料)}$$

$$\cdot 15,000 \text{円} \div 2 = 7,500 \text{円}$$

$$\cdot \underline{300 \text{人} \times 20 \text{円} = 6,000 \text{円 (補助金額)}}$$